

三管区水路通報要覧

(三管区水路通報 7 年第 1 号別冊)

令和 7 年 1 月 1 0 日

第三管区海上保安本部

- 第 1 項 三管区水路通報・地域航行警報について
- 第 2 項 海上保安庁（本庁）が提供する水路通報・航行警報について
- 第 3 項 インターネットにより提供している水路通報（補正図を含む）の利用について
- 第 4 項 水路図誌 7777 使用上の注意について
- 第 5 項 航海上重要な事項の連絡について
- 第 6 項 養殖漁具について
- 第 7 項 在日アメリカ合衆国軍の海上訓練について
- 第 8 項 ラジオゾンデによる高層気象観測について
- 第 9 項 船舶通航信号所が実施する情報提供について
- 第 10 項 船舶気象通報について
- 第 11 項 「マリンレジャー行事相談室」について
- 第 12 項 水路図誌（海図等）の購入について

※ 管内保安部署所在地一覧

第 1 項 三管区水路通報・地域航行警報について

第三管区海上保安本部では、船舶交通の安全を図るために必要な事項を、インターネットホームページ及び無線電話により一般船舶に提供しています。

通報事項

- (イ) 海上における各種訓練又は演習
- (ロ) 航路標識の新設、改廃又は異変
- (ハ) 海上における各種工事、作業、測量又は観測
- (ニ) 沈船、漂流物又は水中障害物の存在
- (ホ) 浅所、魚礁、漁具、海底線又は海底管の存在
- (ヘ) 港湾施設又は沿岸著目標の存在
- (ト) 船舶の航行又は航泊の制限・禁止
- (チ) 海底火山活動等航行障害となる自然現象
- (リ) その他船舶交通の安全のために必要な事項

提供方法

- 「三管区水路通報」：毎週金曜日（発行日が休日の時は原則として前日）に発行し、インターネットホームページにより提供しています。また、第三管区海上保安本部もしくは各保安部署等※において閲覧もできますので、ご利用下さい。

※管内保安部署所在地一覧参照

○ インターネットホームページアドレス

第三管区海上保安本部海洋情報部・・・<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN3/>

- 「三管区地域航行警報」：定時又は随時に無線電話及びインターネットホームページにより提供しています。

○ 無線電話（VHF）

呼出名称・符号	周波数	(JST)
よこはまほあん(JGC)	呼出・応答用 無線電話 F3E CH16	1020 1620
	通報用 無線電話 F3E CH12	緊急時は随時

○ インターネットホームページアドレス

第三管区海上保安本部海洋情報部

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN3/>

第2項 海上保安庁（本庁）が提供する水路通報・航行警報について

（イ）水路通報

海上保安庁では、船舶の運航に必要な各種情報を、海図・水路誌などの水路図誌によって提供しています。水路通報は、水路図誌の刊行に関する情報及び水路図誌を最新に維持するための改補に必要な情報、並びに水路図誌の改補に係わりがないが船舶交通の安全及び能率的な運航のために必要な情報を水路図誌の利用者に提供することを目的としています。

インターネットホームページにより提供し、毎週金曜日に発行しています。

また、内容により、別冊としてまとめて提供するのが適当なものを、水路通報別冊として発行しています。

なお、印刷物による水路通報の入手に関しては、水路図誌販売所（第13項参照）にお問い合わせください。

○ インターネットホームページアドレス

本庁海洋情報部（水路通報のページ）

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/tuho/nm.html>

（ロ）日本航行警報

太平洋、インド洋及び周辺諸海域を航行する日本船舶の安全のため緊急に通報を必要とする情報を、インターネットホームページ、ファクシミリ放送等（共同通信社、全国漁業無線協会を經由）により日本語で提供しています。

（ハ）NAVAREA XI 航行警報

外洋を航行する船舶の安全のために緊急に通報を必要とする情報を、インマルサット静止衛星を使用した高機能グループ呼出しによる放送で自動印字方式（英語）により提供しています。

また、インターネットホームページでも提供しています。

（ニ）NAVTEX 航行警報

距岸300海里以内の沿岸海域を航行する船舶の安全のために緊急に通報を必要とする情報を、自動印字方式により提供しています。

また、インターネットホームページ及び携帯電話でも提供しています。

○ 上記（ロ）～（ニ）のインターネットホームページアドレス

本庁海洋情報部（航行警報のページ）

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/keiho/navarea11.html>

スマホ用サイト



第3項 インターネットにより提供している水路通報（補正図を含む）の利用について

海上保安庁がインターネットホームページで提供している水路通報（補正図を含む）は、印刷物の水路通報と同等物として利用できます。

補正図を印刷して使用する場合は、次の事項に注意して下さい。

- 1 使用するには、Adobe Acrobat Reader が必要です。
- 2 印刷する際、ページの拡大や縮小処理を行わないで下さい。海図と補正図の大きさが合わなくなります。
- 3 カラープリンターは、300dpi以上の解像度を備えたものを推奨します。
- 4 カラープリンターによっては、カラー調整が必要な場合もあります。
- 5 市販の一般的なOA用紙を使用できますが、印刷に適した紙を使用して下さい。

なお、インターネットホームページで提供する水路通報（補正図を含む）の利用は、使用者の責任で利用して下さい。

○ インターネットホームページアドレス 第2項（イ）参照

第4項 水路図誌使用上の注意について

水路図誌は、その使用目的に合わせて正しく利用することが航海の安全、海難の防止、海洋の利用・開発等の海洋活動の効率的な実施には大切です。

これらの使用上の説明等は、「水路図誌使用の手引（書誌第801号）」が発行されていますので御利用下さい。

第5項 航海上重要な事項の連絡について

航行安全上重要な次の事項を発見又は入手した場合は、速やかに第三管区海上保安本部または最寄の保安部署*まで連絡して下さい。

- (イ) 暗礁・浅所・沈船・爆発物・漂流物等の航行障害物
- (ロ) 海底火山活動その他異常な自然現象
- (ハ) 灯台・灯浮標等の航路標識の異変
- (ニ) 海図・水路誌等の水路図誌の記載事項と著しく異なる事象
- (ホ) その他船舶の航行に重大な支障を及ぼす事項

※管内保安部署所在地一覧参照

第6項 養殖漁具について

毎年8月頃から翌年5月頃まで、各県の沿岸(2~5海里以内)には、のり・わかめ等の養殖漁具が設置されます。

情報があり次第、三管区水路通報に掲載しますので参考にして下さい。設置場所は、地域により標識灯等で表示されているものもありますが、付近を航行する場合には充分注意して下さい。

第7項 在日アメリカ合衆国軍の海上訓練について

第三管区管内における、在日アメリカ合衆国軍が使用する海上訓練区域は下記のとおりです。

1 チャーリー区域(本州東岸、野島崎南東方)

区 域 下記7地点を順に結んだ線で囲まれる区域

- (1) 34-35-12N 140-16-48E
- (2) 34-18-23N 140-33-06E
- (3) 34-08-18N 140-46-51E
- (4) 34-01-59N 140-57-01E
- (5) 33-57-07N 141-05-14E
- (6) 33-34-29N 140-25-47E
- (7) 34-31-12N 140-07-48E

訓練の種類 各種の海軍訓練用兵器の水平及び対空射撃演習を行う。最大射程36,576mとし、射高は上記区域(1)では無制限、上記区域(2)では4,572m以下、上記区域(3)では3,658m以下とする。

訓練時間 連日昼夜を問わず行うことができる。

夜間(1700~0800)に訓練を行う際は予告される。

制限事項 本区域は常時危険区域である。船舶が本区域に立ち入る場合は、すべて自らの危険負担においてこれをなすべきである。漁業を禁止する。ただし、夜間訓練の予定がない時は、漁業は差し支えない。

2 沼津乗下船及び積込積下訓練区域(本州南岸、駿河湾)

区 域 下記6地点を順に結んだ線で囲まれる区域

- (1) 35-06-50.8N 138-48-45.7E
- (2) 35-03-57.8N 138-49-03.7E
- (3) 35-05-15.8N 138-45-41.7E
- (4) 35-06-54.8N 138-48-35.7E
- (5) 35-06-57.8N 138-48-36.7E
- (6) 35-06-53.8N 138-48-46.7E

訓練の種類 (1) 積込、積下訓練

装備を施した海軍部隊が上記海岸において下記いずれかの理由に基づき、乗船あるいは下船訓練を行う。

(イ) 軍キャンプと商港間を結ぶ道路が重量装備あるいは大型装備の運搬に適しない。

(ロ) 海岸において積込むことにより、商港における混雑を軽減する。

(ハ) 部隊の兵員及び装備の移動を容易ならしめる。

(2) 乗下船訓練

兵員を上記海岸から水陸両用小型舟艇で離陸させ、海岸から914mの地点から4,572mまでの沖合いに停泊する大型輸送船に輸送する。海岸と停泊船との距離は、当該水域の水深によって異なる。

(3) 海難救助訓練

制限事項 本区域内は、使用期間中漁業及び立ち入りを禁止する。

備考 本区域を使用する際は予告される。

3 相模湾潜水艦行動区域(本州南岸、相模湾)

区 域 (1) 34-57-12N, 139-08-49E の地点と城ヶ島灯台 (35-08. 1N 139-36. 7E) とを結ぶ線以北の区域

(2) 次に掲げる各地点

(1) 35-03-36N 139-17-24E

(2) 35-03-36N 139-19-48E

(3) 35-05-20N 139-19-08E

(4) 35-05-20N 139-15-40E

(5) 35-03-36N 139-15-00E

(6) 35-01-52N 139-15-40E

(7) 35-01-52N 139-19-08E

訓練の種類 潜水艦は、射撃訓練を除くすべての種類の訓練を行う。ただし、模擬魚雷射撃訓練は、除外されない。模擬魚雷発射に当っては、あらかじめ、視覚探索を行う。模擬魚雷射撃訓練区域は、34-57-12N 139-08-49E の地点と城ヶ島灯台とを結ぶ線の北側及び照ヶ埼(35-18. 3N 139-19. 0E)と城ヶ島灯台とを結ぶ線の西側とする。

4 中部本州空戦訓練区域(本州東岸、鹿島灘)

区 域 下記経緯度線で囲まれる区域

(1) 36-00-12N

(2) 36-40-11N

(3) 141-04-48E

(4) 141-20-48E

訓練の種類 空対空訓練

訓練時間 毎日 0700~2000

5 硫黄島通信所(南方諸島、硫黄島飛石鼻付近)

区 域 1 下記7地点を順に結んだ線及び陸岸で囲まれる区域

(1) 24-45-29. 8N 141-18-14. 1E

(2) 24-45-49. 8N 141-19-53. 1E

(3) 24-43-49. 8N 141-21-53. 1E

(4) 24-41-49. 8N 141-17-53. 1E

(5) 24-43-49. 8N 141-15-53. 1E

(6) 24-44-51. 8N 141-17-55. 1E

(7) 24-45-14. 8N 141-17-44. 1E

区 域 2 下記7地点を順に結んだ線及び陸岸で囲まれる区域

(8) 24-46-17. 8N 141-17-39. 1E

(9) 24-44-29. 8N 141-16-23. 1E

(10) 24-44-57. 8N 141-13-22. 1E

(11) 24-48-56. 8N 141-15-19. 1E

(12) 24-48-22. 8N 141-16-29. 1E

(13) 24-47-04. 8N 141-16-59. 1E

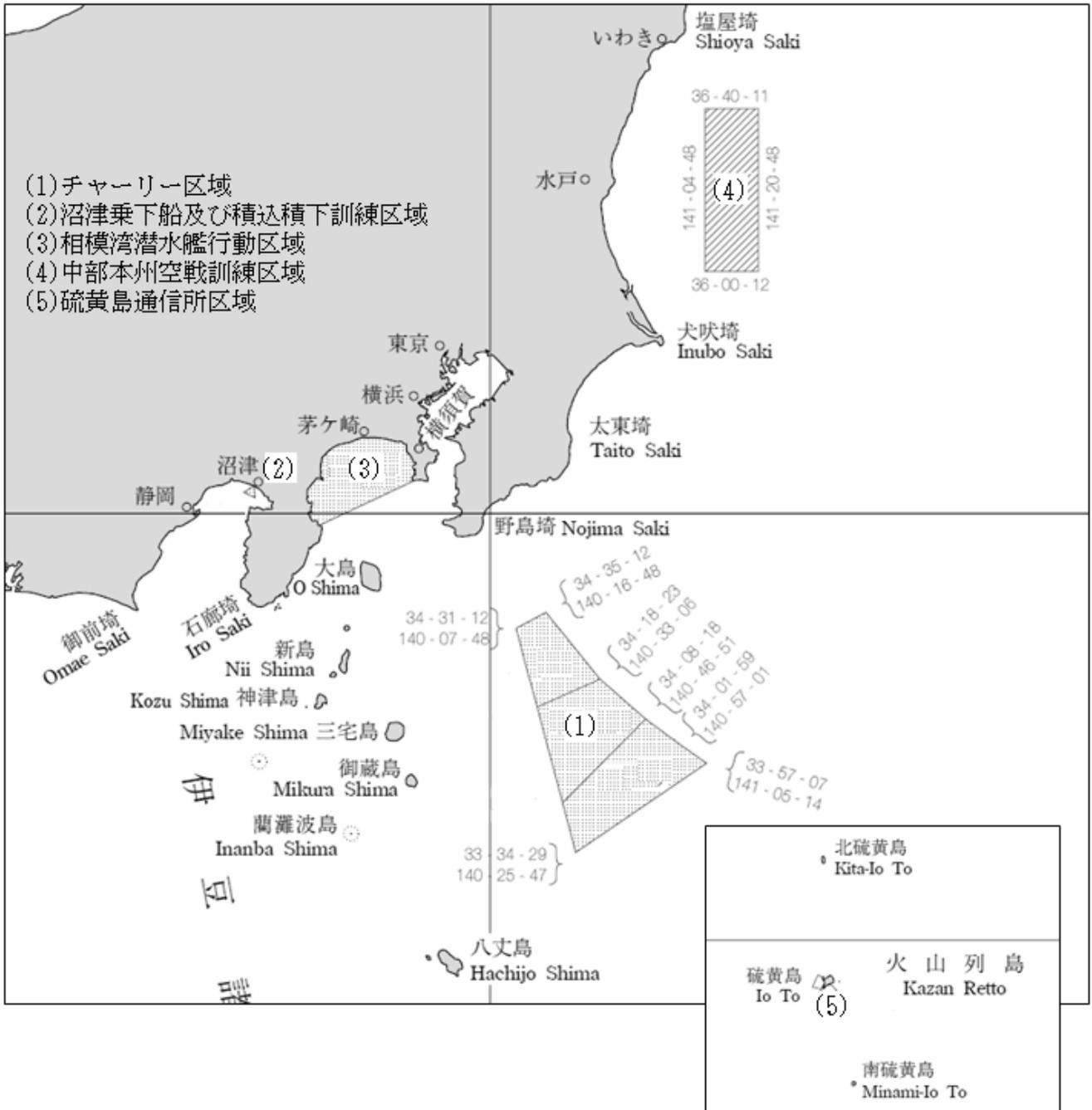
(14) 24-47-12. 8N 141-17-27. 1E

訓練の種類 水陸両用訓練

制限事項 本区域は、使用期間中漁業を禁止する。

備考 本区域を使用する際は予告される。

管内における在日アメリカ合衆国軍訓練区域 (特殊図第6973号抜粋)



※※※ 記載例 ※※※

- 海軍訓練区域 Navy Training Areas
- 空軍訓練区域 Air Force Training Areas
- 陸軍及び海兵隊訓練区域 Army and Marine Corps Training Areas

以上の情報を参考に、付近を航行する場合は、一層注意してください。

第8項 ラジオゾンデについて

ラジオゾンデは気圧、気温、湿度等の気象要素を測定するセンサを搭載し、測定した情報を送信するための無線送信器を備えた気象観測器です。陸上又は海上よりゴム気球に吊るして飛揚し、大気の状態を観測し、観測終了後パラシュートによってゆっくり降下しますので付近を航行する場合には注意して下さい。

第9項 三管区海洋速報について

第三管区海上保安本部では、管内における沿岸流及び黒潮の流向・流速などについて最新情報を編集し、インターネットホームページにより提供しています。

○ インターネットホームページアドレス <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN3/>

第10項 船舶通航信号所における情報提供について

次の船舶通航信号所において、下表のとおり無線電話、電話及びインターネットホームページにて海上交通に関する情報提供を行っています。

名 称	呼出名称	電波の形式、周波数、空中線電力等	通報又は通信時間
鹿 島		通報用 船舶自動識別装置 (AIS) 犬吠埼 004310309 磯埼 004310312	常時、英語
東海防横浜	とうかい ぼう よこはま	呼出・応答用 無線電話 F3E ch16(156.80MHz) 10W 通報・通信用 無線電話 F3E ch13(156.65MHz) 10W 無線電話 F3E ch12(156.60MHz) 10W	常時、日本語及び英語
横 浜	とうきょう マーチス	呼出・応答用 無線電話 F3E ch13(156.65MHz) 10W 無線電話 F3E ch16(156.80MHz) 10W 通信用 無線電話 F3E ch12(156.60MHz) 10W F3E ch13(156.65MHz) 10W F3E ch14(156.70MHz) 10W F3E ch66(160.925MHz) 10W F3E ch69(156.475MHz) 10W	適時、日本語または英語 (呼出に応じて提供)
		通信・通報用 船舶自動識別装置 (AIS) 塩屋埼 004310209 観音埼 004310302 本牧 004310303 浦安 004310304 勝浦 004310305 野島埼 004310306 伊豆大島 004310307 石廊埼 004310308 犬吠埼 004310309 龍王埼 004310310 金冠 004310311 磯埼 004310312	通信用：適時、英語 通報用：適時、英語
		通報用 無線電話 H3E 1,665kHz 10W (日本語) 無線電話 H3E 2,019kHz 10W (英語)	毎時0分及び30分から各15分間は 日本語 毎時15分から15分間は英語 緊急時は随時

	通報用 電話 045-225-9132 045-225-9134 045-225-9135 インターネットホームページ https://www6.kaiho.mlit.go.jp/tokyowan/	適時、日本語又は英語
--	---	------------

第 1 1 項 船舶気象通報について

下表のとおり電話及びインターネットホームページにて「船舶気象通報」を提供しています。

1 電話による提供（自動応答）

茨城海上保安部 (TEL 029-264-0177)

	通報事項
塩屋埼灯台	風向、風速、気圧
磯崎灯台	風向、風速
犬吠埼灯台	風向、風速、気圧、波高
勝浦灯台	風向、風速
鹿島船舶通航信号所	風向、風速

銚子海上保安部 (TEL 0479-20-0177)

	通報事項
犬吠埼灯台	風向、風速、気圧、波高
勝浦灯台	風向、風速
野島埼灯台	風向、風速、気圧
鹿島船舶通航信号所	風向、風速
磯崎灯台	風向、風速

横浜船舶通航信号所（観音埼レーダー施設）(TEL 046-844-4521)

	通報項目
伊豆大島灯台	風向、風速
洲崎灯台	風向、風速
劔崎灯台	風向、風速
浦賀水道航路中央第一号 AIS 信号所	風向、風速、波高
横浜船舶通航信号所 （観音埼レーダー施設）	風向、風速、気圧
横浜船舶通航信号所 （本牧信号所）	風向、風速
横浜船舶通航信号所 （十号地信号所）	風向、風速

清水海上保安部 (TEL 054-355-0177)

	通報項目
大王埼灯台	風向、風速、気圧、波高
舞阪灯台	風向、風速
御前埼灯台	風向、風速
石廊埼灯台	風向、風速、気圧
神子元島灯台	風向、風速

下田海上保安部 (TEL 0558-27-3177)

	通報項目
御前埼灯台	風向、風速
石廊埼灯台	風向、風速、気圧
神子元島灯台	風向、風速
神津島灯台	風向、風速

伊豆大島灯台	風向、風速
劔埼灯台	風向、風速
八丈島灯台	風向、風速

第三管区海上保安本部 (TEL 045-227-1177)

通 報 項 目	
洲埼灯台	風向、風速
劔埼灯台	風向、風速
横浜船舶通航信号所 (観音埼レーダー施設)	風向、風速、気圧
第二海堡灯台	風向、風速
横浜船舶通航信号所 (本牧信号所)	風向、風速
横浜船舶通航信号所 (海ほたるレーダー施設)	風向、風速
横浜船舶通航信号所 (十号地信号所)	風向、風速
野島埼灯台	風向、風速、気圧
浦賀水道航路中央第一号 AIS 信号所	風向、風速、波高

2 インターネットホームページによる提供

茨城海上保安部	https://www6.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/ibaraki/
銚子海上保安部	https://www6.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/choshi/
千葉海上保安部	https://www6.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/chiba/
東京海上保安部	https://www6.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/tokyo/
横浜海上保安部	https://www6.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/yokohama/
横須賀海上保安部	https://www6.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/yokusuka/
清水海上保安部	https://www6.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/shimizu/
下田海上保安部	https://www6.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/shimoda/

第12項 「マリンレジャー行事相談室」について

海上保安部署※においては、ヨットレース等のマリンレジャー行事が安全かつ円滑に実施されるよう、これらの行事の相談窓口として、「マリンレジャー行事相談室」を開設しています。

その他、地域に密着したきめ細やかな情報提供等も実施しておりますので、お気軽にお尋ね下さい。

※管内保安部署所在地一覧参照

第13項 水路図誌（海図等）の購入について

海図等の水路図誌は、下記の販売所で購入できます。

水路図誌販売所名	所在地	電話番号
三洋商事（株）東京事務所	東京都中央区新川1-17-25（東茅場町有楽ビル）	03-3551-8151
三洋商事（株）横浜事務所	神奈川県川崎市川崎区塩浜2-18-16	044-280-0740
日本水路図誌（株）本社	神奈川県横浜市中区弁天通6-85（宇徳ビル5階）	045-228-8808
（一財）日本水路協会	東京都品川区北品川4-7-35 （御殿山トラストタワー16階）	03-6880-7070
コーンズ・アンド・カンパニー・リミテッド 海図グループ 横浜海図チーム	神奈川県横浜市中区山下町273 （JPT元町ビル）	045-650-1380

（この所在地電話番号は令和7年12月現在です。）

このほか、日本水路協会海図サービスセンターのインターネットホームページからも購入できます。

インターネットホームページアドレス：<https://www.jha.or.jp/>

※ 上記以外の販売所及び取次店については、「水路図誌目録（書誌第900号）」の巻末をご参照ください。

管内保安部署所在地一覧

事務所名	〒	住 所	電話番号
第三管区海上保安本部	231-8818	横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎	045-211-1118
茨城海上保安部	311-1214	ひたちなか市和田町 3-4-16 那珂湊運輸総合庁舎	029-263-4118
千葉海上保安部	260-0024	千葉市中央区中央港 1-12-2 千葉港湾合同庁舎	043-301-0118
銚子海上保安部	288-0001	銚子市川口町 2-6431 銚子港湾合同庁舎	0479-21-0118
東京海上保安部	135-0064	東京都江東区青海 2-7-11 東京港湾合同庁舎	03-5564-1118
横浜海上保安部	231-0001	横浜市中区新港 1-2-1 横浜海上防災基地	045-671-0118
横須賀海上保安部	237-0071	横須賀市田浦港町無番地 横須賀港湾合同庁舎	046-861-8366
清水海上保安部	424-0922	静岡市清水区日の出町 9-1 清水港湾合同庁舎	054-353-1118
下田海上保安部	415-0023	下田市 3-18-23 下田運輸総合庁舎	0558-23-0118
鹿島海上保安署	314-0103	神栖市東深芝 9 鹿島港湾合同庁舎	0299-92-2601
木更津海上保安署	292-0836	木更津市新港 8-2 木更津港湾合同庁舎	0438-30-0118
勝浦海上保安署	299-5233	勝浦市浜勝浦 499	0470-73-4999
小笠原海上保安署	100-2101	東京都小笠原村父島字清瀬	04998-2-7118
川崎海上保安署	210-0865	川崎市川崎区千鳥町 12-3 川崎港湾合同庁舎	044-266-0118
湘南海上保安署	251-0036	藤沢市江の島 1-12-2	0466-22-4999
御前崎海上保安署	437-1623	御前崎市港 6170-2 御前崎港湾合同庁舎	0548-63-4999
茨城海上保安部日立分室	319-1223	日立市みなと町 14-1 日立港物流センター 2 階	0294-29-0118
千葉海上保安部館山分室	294-0034	館山市沼 987-1	0470-20-0118
千葉海上保安部船橋分室	273-0016	船橋市潮見町 32-5 船橋港湾合同庁舎	047-432-4118
清水海上保安部田子の浦分室	417-0015	富士市鈴川町 1-2 田子の浦港湾合同庁舎	0545-31-0118
伊東 MPS (マリナ・コントロールステーション)	414-0002	伊東市湯川 571-19 伊東マリナタウン内	0557-35-3085
東京湾海上交通センター	231-8818	横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎	045-225-9118

〈〈海の「もしも」は、118番〉〉

加入電話、公衆電話はもちろんのこと、船舶電話、携帯電話でも通報できますので、海での人命・船舶の緊急事案に遭遇した、又は不審な船を発見した際は、「118」番へ連絡をお願いします。

※本要覧に関するお問い合わせは、下記までお願いします。

第三管区海上保安本部 海洋情報部監理課情報係

〒231-8818 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎 20 階

TEL 045-211-1118 (内線 2515、2516、2517)